

低炭素建築物認定制度に関するQ & A

Q 1 申請地が市街化区域内でない場合、認定は受けられないのか？

A 1 法令の規定により、認定を受けることはできません。

なお、申請地が緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定のある地域、生産緑地地区、建築協定のある地域又は都市施設である緑地の区域内にある場合並びにふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画提出書が提出されていない場合においても、法令の規定により、認定を受けることはできません。

申請地が上記の区域内に存するか否かについては、必ず事前に所管課（都市計画課及びみどりと公園課）に御確認下さい。

Q 2 工事完了報告書の提出は1部（正本のみ）でもよいのか？

A 2 1部（正本）のみで提出して頂くことはできますが、その場合、工事完了報告書の御返却はできませんので、御了承下さい。

受付印の押された工事完了報告書の御返却を御希望なされる際には、正・副2部で御提出して頂ければ、副本を返却させていただきます。

Q 3 認定が下りないと着工できないのか？

A 3 着工前に申請を行っていただければ、認定を受ける前に着工することができます。なお、着工後に申請を取り下げた物件については、再度認定申請を行うことはできませんので御注意下さい。

Q 4 認定が下りた後に、申請内容に誤記があった場合、訂正できるか。

A 4 訂正内容及び工事の進行状況により、訂正の可否及び必要となる手続きが異なるため、建築審査課に御相談下さい。

Q 5 認定通知書を紛失してしまった場合、再発行はできるのか？

A 5 新座市では、認定通知書を紛失した場合の再発行は行っておりません。御了承下さい。